

## 新生児特別定額給付金について

国の特別定額給付金の対象とならない、令和 2 年 4 月 28 日以降に生まれた子どもに対して、市独自に給付金を給付することで、出産された家庭への経済的支援と、子どもの健やかな成長を支援します。

### 対象となる方

令和 2 年 4 月 28 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に生まれ、出生から申請日まで継続して加古川市に住民登録されている子ども

### 受給権者

原則、申請日において支給対象となる子どもと同一世帯に住民登録のある母親

### 給付要件

次のいずれの条件にも該当すること

- ・ 母親が申請日時点において、加古川市に住民登録していること
- ・ 申請日時点において、支給対象となる子どもと母親が同一世帯に住民登録していること

### 給付額

対象となる子ども 1 人につき 10 万円

### 申請方法

オンライン申請方式を基本とする

### 申請から給付までの流れ

- ①市から対象となる方に対し、出生届が出された翌月に通知文等を送付
  - ②スマートフォンやパソコンから市ホームページの申請サイトにアクセスし、通知文に記載されている照会番号や申請者の氏名、口座情報等を入力の上、本人確認書類及び受取口座確認書類をアップロードし、オンライン申請を行う
  - ③申請内容を審査のうえ、指定の口座に給付金を入金
- ※給付金の振込予定日等は、加古川市のホームページ上で確認が可能  
※代理申請や郵送での申請を希望される方は別途対応

### 受付期間

令和 2 年 9 月 1 日（火）から令和 3 年 5 月 31 日（月）まで